

令和4年8月 資材価格の急激な変動に伴う 請負代金額の変更等について お知らせ

瀬戸内市契約管財課

工事請負契約書第27条第5項（単品スライド条項）の運用については、「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について（単品スライド条項の運用について）（平成20年6月17日）」、「単品スライド条項の運用の拡充について（平成20年9月16日）」にてお知らせしているところですが、**最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ**、国土交通省が単品スライド条項の運用ルールを改定しましたので、**本市におきましても次のとおり運用を変更することとしました**のでお知らせします。

1 運用の変更点の概要

（1）これまでの運用

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

（2）新たな運用

- 1) 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「**実際の購入価格**」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「**実際の購入価格**」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- 2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「**実際の購入金額**」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- 3) 年度毎に出来形検査（工事請負契約書第40条第1項において読み替えて準用する第33条第2項に規定する検査）を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

2 単品スライド条項運用マニュアルについて

国土交通省の単品スライド条項運用マニュアル（案）を参照してください。

主な改正点は上記1（2）に関係する事項及び鋼材類、燃料油以外の「その他の主要な工事材料（アスファルト類・コンクリート類など）」に関するマニュアルが示された。

【国土交通省HP】<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001491512.pdf>

3 適用

令和4年8月16日以降に工事請負契約書第27条第5項に係る請求が行われたものから適用する。

「工事請負契約書第27条第5項の運用について」（別添参照）

【問合せ先】
瀬戸内市総務課契約管財課
TEL：0869-22-3906